

高槻ワーキングニュース

STOP! 熱中症

クールワークキャンペーン (厚生労働省)

—熱中症予防対策の徹底を図ろう—

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!

キャンペーン期間 (5月1日～9月30日)

STEP
1

□ WBGT値の把握

JIS規格に適合したWBGT指数計でWBGT値を測りましょう。



WBGT指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定したWBGT値に応じて次の対策を取りましょう。

<input type="checkbox"/> WBGT値を下げるための設備、休憩場所の設置	準備期間に検討した設備、休憩場所を設置しましょう。休憩場所には氷、冷たいおしぼり、シャワー等や飲料水、塩飴などを設置しましょう。準備期間に検討した通気性の良い服装なども着用しましょう。
<input type="checkbox"/> 通気性の良い服装等	
<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮	WBGT値が高いときは、単独作業を控え、WBGT値に応じて作業の中止、こまめに休憩をとるなどの工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/> 暑熱順化	暑さに慣れるまでの間は十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣らしましょう。特に入職直後や夏季休暇明けの方は注意が必要です。
<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても定期的に水分・塩分を取りましょう。
<input type="checkbox"/> プレクーリング	休憩時間にも体温を下げる工夫をしましょう。
<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく措置	①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見を聞いて人員配置を行いましょう。
<input type="checkbox"/> 日常の健康管理など	前日はお酒を飲みすぎず、よく休みましょう。また、当日は朝食をしっかりとるようにしましょう。熱中症の具体的な症状について理解し、熱中症に早く気付くことができるようにしましょう。
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認	管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しましょう。特に、入職直後や夏季休暇明けの作業員に気を配りましょう。

STEP
3

熱中症予防管理者等は、WBGT値を確認し、巡視などにより、次の事項を確認しましょう。

<input type="checkbox"/>	WBGT値の低減対策は実施されているか
<input type="checkbox"/>	WBGT値に応じた作業計画となっているか
<input type="checkbox"/>	各作業者の体調や暑熱順化の状況に問題はないか
<input type="checkbox"/>	各作業者は水分や塩分をきちんと取っているか
<input type="checkbox"/>	作業の中止や中断をさせなくてよいか

□ 異常時の措置

～少しでも異変を感じたら～

- ・いったん作業を離れ、休憩する
- ・病院へ運ぶ
- ・病院へ運ぶまでは一人きりにしない

女性活躍推進を進める事業者の 「登録」「認証」「表彰」について(大阪府)

1. 男女いきいき・元気宣言事業者登録制度(平成15年から)

大阪府は、「女性の能力活用」や、「仕事と家庭の両立支援」など、働く場における男女共同参画に向けた取組を進め、男性も女性もいきいき働くことのできる元気な企業・団体をめざしてがんばっている事業者の皆さんを「男女いきいき・元気宣言」事業者として登録し、その取組を応援しています。

募集の対象

以下の項目を全て満たしている事業者が対象です。

(1)大阪府内に事業所があり、男女がいきいきと働くことができる取組を行っている事業者

(事業者とは、企業、財団、社団法人などをさします。また、営利・非営利を問いません。)

(2)大阪府内で2人以上の女性従業員(うち少なくとも1人は正社員)を雇用している事業者

※ただし、大阪府内に本社がある中小企業等については、経営者や役員に女性がいる場合は、女性従業員の数に関わらず対象となります。

登録の要件と取組事例紹介

以下のうち、いずれかに取り組んでいることが登録の要件となります。

登録の要件

① 女性の能力を 活用するための取組

- 営業や理工系技術者など女性が少ない職種や職場に女性を積極的に採用・配置している
- 女性管理職の割合を高めるための目標設定や、人事考査基準を明確化している
- 女性の仕事に対するチャレンジ意欲向上や意識改革を図るため、職員研修を充実させている

② 男性の育児参加を 支援するための取組

- 男性の育児参加を支援するための具体的な計画や方針を定めている
- 男性の育児休業取得を促進するため、管理職の指導や研修等を実施している

③ 仕事と家庭・その他活動が 両立できるようにするための 取組

- 育児・介護・看護などの休業制度や短時間勤務制度などを積極的に導入している
- 仕事と家庭との両立に悩む従業員のための相談体制を整備している
- 育児等により休業した従業員が復職しやすいように、休業中の情報提供等を行っている

④ 男女がともに働きやすい 職場づくりのための取組

- セクシャル・ハラスメントを防止するため、職員研修や相談体制の整備等を実施している
- 男女の固定的な役割分担意識の解消のため、研修や意識啓発を行っている
- 施設・整備の改善や作業方法の見直しを行っている

取組事例紹介



登録のメリット

- 「男女いきいき・元気宣言」シンボルマークを使用していただけます!(名刺、ホームページ、求人広告等にご活用ください)
- 「男女いきいき・元気宣言」登録事業者として、大阪府のホームページ等を通じて広く紹介いたします!
- 企業向けの講座や研修などの情報をメールでお知らせします。
- 大阪府提携の融資をご利用いただけます。
おおさか男女いきいきサポートローン(商工中金)、エコビジョン・ダイバーシティ・カンパニー(りそな銀行)

応募方法

まずはホームページから応募用紙と取組状況調査票をダウンロード!

大阪府男女参画・府民協働課までご提出ください。 [大阪府](#) [男女いきいき](#) [検索](#)

登録までのフロー

応募用紙及び取組状況調査票の
記入・送付

訪問or電話等によるヒアリング

※省略する場合があります。

審査

登録

※ヒアリングの実施まで約1ヶ月程度時間がかかる場合があります。また、審査にかかる時間はヒアリング実施後1~2週間程度です。

2.男女いきいきプラス事業者認証制度（平成30年度から）

1の登録からのステップアップとして女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定など、男女が働きやすい職場環境の整備と、さらなる女性活躍に向け取り組む事業者を「男女いきいきプラス」事業者に認証します。

募集の対象

「男女いきいき・元気宣言」登録事業者

（「男女いきいき・元気宣言」に登録していなくても、プラス認証申請と一緒に応募できます！）

認証の要件

以下の項目の全てを満たすことが認証の要件となります。

- (1)女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届出をしていること
- (2)厚生労働省ホームページ「女性の活躍推進企業データベース」で、一般事業主行動計画を公表していること
- (3)上記ホームページで、女性の職業選択に資する情報の公表を、以下のとおり実施していること

常時雇用する労働者が**300人以下**⇒全14項目中**1項目以上**
// **301人以上**⇒ // **8項目以上**

認証のメリット

- 「男女いきいき」事業者表彰に応募できます！
- 「男女いきいきプラス」認証のシンボルマークを使用いただけます！（名刺、ホームページ、求人広告等にご活用ください）
- 「男女いきいきプラス」認証事業者として、大阪府のホームページ等を通じて広く紹介いたします！

応募方法

まずはホームページから認証申請書をダウンロード！

大阪府男女参画・府民協働課までご提出ください。

認証までのフロー



※審査にかかる時間は1ヶ月程度です。

3.男女いきいき表彰制度（平成30年度から）

2の事業者の中から、独創的、先進的な取組を行っている事業者を選考し、男女いきいき事業者として表彰します。

表彰の対象

「男女いきいきプラス」認証を受けている事業者から選考します。
（まずは認証を受けてください。認証制度については中面参照。）

応募について

応募期間や表彰の種類など、
詳細はホームページで随時公表予定です。

お問合せは
大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課
府民共同参画グループ
電話：06-6210-9321
「男女いきいき」各種制度についての詳細は
こちらをご覧ください。



スクラム高槻「地元のお店応援券」第4弾の発行について



市は新型コロナウイルス感染症の影響で、経済活動の制限を受けた市内飲食店や小売店等、並びに市民の家計を支援するため、市内の店舗で使用できるプレミアム率 150%の商品券「スクラム高槻「地元のお店応援券」」第4弾を実施します。

対象世帯	令和4年5月1日または令和4年9月1日時点で市内に住民登録がある人が含まれる世帯	
商品券の内容	●デジタル商品券 (1口あたり5,000円分チャージ) 〈内訳〉 飲食店・小規模店舗応援券・・・2,500円分 全店舗共通券・・・・・・・・・・2,500円分	●紙商品券 (1口あたり500円×10枚綴り) 〈内訳〉 飲食店・小規模店舗応援券・・・・500円×5枚 全店舗共通券・・・・・・・・・・500円×5枚
商品券の販売額	1口あたり2,000円で販売 ※1世帯当たり2口(10,000円分)まで購入可能	
商品券の販売期間	【デジタル商品券】令和4年10月17日(月曜日)から令和5年1月20日(金曜日) 【紙商品券】令和4年10月24日(月曜日)から令和5年1月20日(金曜日)	
商品券の利用期間	【デジタル商品券】令和4年10月17日(月曜日)から令和5年1月31日(火曜日) 【紙商品券】令和4年11月1日(火曜日)から令和5年1月31日(火曜日)	

★第4弾についての詳細は、スクラム高槻「地元のお店応援券」専用ウェブサイトをご覧ください。



【お問い合わせ先】スクラム高槻「地元のお店応援券」第4弾事務局
 お店のみなさま 0570-200-271
 市民のみなさま 0570-005-711
 ※第3弾とは問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

スクラム高槻「地元のお店応援券」第3弾【実施中】

詳細はこちらを
 ご覧ください



登録店舗数
 1,200店舗以上！
 令和4年7月29日まで募集中

～次回のワーキングニュースは令和4年8月25日発行予定です